

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和5年10月9日 13時40分ごろ
発生場所	愛媛県釣島南方沖 釣島灯台から真方位163° 1,360m付近 (概位 北緯33° 52.9' 東経132° 38.6')
インシデントの概要	プレジャーボート瀬戸丸は、北西進中、主機のピストンが焼き付いて運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年11月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 瀬戸丸、2.48トン 281-8637愛媛、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力46.30kW、回転数 毎分2,850、3気筒、ボア91.5mm、使用燃料軽油、機関製造 年月日不詳、昭和53年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りの目的で、松山市松山港のマリーナを出港し、釣島南方沖を同島北西方沖合の釣り場に向けて北西進中、主機の出力が低下した。</p> <p>船長は、松山市釣島漁港に入港して修理しようと、低速で同漁港に向けて北進中、機関室から煙が上がり、主機が停止した。</p> <p>本船は、船長が松山市の造船所に連絡したのち118番通報し、来援した巡視艇にえい航され、来援した同造船所の船舶にえい航が引き継がれ、その後、点検により、主機のピストンに焼付き及び割損を生じていることが認められ、廃船処理された。</p> <p>船長は、本インシデント当時が約3か月ぶりの出港で、出港前に燃料及び清水の点検を行っていたが、前回の出港時に潤滑油の点検を行った際、異常がなかったため、潤滑油の点検を行っていなかった。</p> <p>船長は、本船を約5年前に中古で購入した直後から、船体の点検を行っている造船所から潤滑油の減少が通常より多いと指摘を受けていた。</p> <p>船長は、潤滑油が不足していたので主機のピストンが焼き付いたと、本インシデント後に思った。</p>

	船長は、予備の潤滑油を本船に積み込んでいなかった。
<b>分析</b>	<p>本船は、航行中、潤滑油が不足していたことから、主機のピストンが焼き付き、主機が停止して運航不能になった可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、潤滑油の減少が通常より多いと指摘を受けていたが、約3か月前に潤滑油の点検を行った際、異常がなかったことから、出港前に潤滑油の点検を行っていなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	本インシデントは、本船が、航行中、潤滑油が不足していたため、主機のピストンが焼き付いて主機が停止したことにより発生した可能性があると考えられる。
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種インシデント等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、発航前点検時、主機の潤滑油の量などについて点検を行うこと。</li> <li>・ 船長は、予備の潤滑油を積んでおくことが望ましい。</li> </ul>